

平成27年12月
第145号

かごしま市

中小企業のひろば

●編集と発行 鹿児島市経済振興部 〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
TEL099-216-1325 FAX099-216-1303
<http://www.city.kagoshima.lg.jp>
この「かごしま市中小企業のひろば」は、市ホームページでもご覧いただけます。



11月17日(火)に開催した技能功労者・青年優秀技能者表彰式

目次

CONTENTS

- 2～3 市技能功労者・青年優秀技能者表彰、市ものづくり職人人材マッチング事業
- 4 労働者派遣法の改正、労働条件相談ほっとライン、労働保険の加入
- 5 女性活躍推進法、若者雇用促進法に基づく新たな認定制度
- 6 県最低賃金、年末年始年次有給休暇の取得促進
- 7 市創業スキル養成講座、ソフトプラザかごしま入居者募集、事業所ごみの正しい処理と減量化・再資源化
- 8 市地域のよか店コラボ支援事業、リテールマーケティング検定試験 市元気の出る中小企業支援事業
- 9 市中小企業融資制度、県よろず支援拠点
- 10 市「メイドインかごしま」支援事業、市輸出チャレンジ支援事業、あなたのお店も免税店に！
- 11 給与支払報告書の提出、法人市民税、事業所税
- 12 ストレスチェック制度、食育推進支援員の派遣、職場健診結果の提供、マイナンバー制度

技能ひとすじ 技能功労者44名 次代を担う 青年優秀技能者21名を表彰

11月17日（火）に「平成27年度鹿児島市技能功労者・青年優秀技能者表彰式」が城山観光ホテルにおいて行われました。

この表彰は、優れた技能者の功労をたたえ、技能尊重の気運を社会全体に広めるため、毎年、職業能力開発促進月間の11月に実施しているものです。

45回目となった今回は、永年にわたり卓越した技能をもって本市の産業発展に尽くされた技能功労者44名、将来を嘱望される青年技能者21名計65名の方々が、表彰されました。

平成27年度鹿児島市技能功労者表彰受賞者（順不同・敬称略）

氏名	職種	勤務先	氏名	職種	勤務先
山口 良明	左官	有限会社 川路工務店	宿里 健吾	建築板金	有限会社 宿里板金塗装
佐藤 光弘	左官	有限会社 飯田工業	大山 浩昭	鉄工	株式会社 南光
井上 大平	時計修理	井上時計店	廻 久志	鉄工	株式会社 相良製作所
十時千江子	美容	十時美容室	池元 拓路	路面標示施工	今別府産業 株式会社
山下 久子	美容	モネ美容室	石垣 秀人	調理	株式会社 ティアンドエムフーズ
大保百合子	美容	エリントン美容室	河野 通朗	調理	遊花膳 こうの
山下 賢三	熱絶縁施工	山下保温	長崎 雄二	調理	ホテルレクストン鹿児島
高山 弘美	はり・きゅう・マッサージ	高山鍼灸治療院	富山 矩靖	絹織物	大島紬工房 のりやす
中村 和博	機械・プラント製図	株式会社 丸和工業	波平 和昭	配管	アイテック 株式会社
草原 英彰	柔道整復	草原整骨院	盛田 郁佳	配管	中央工業 株式会社
才川 浩	柔道整復	才川整骨院	假屋 達郎	防水施工	株式会社 アート・ジャパン
金丸 弘明	柔道整復	金丸整骨院	大江 雅彦	塗装	有限会社 宇都自動車工場
木元 嘉彦	畳製作	鳥越タタミ店	弥栄 泰広	建具製作	弥栄建具
橋口 雄司	クリーニング	橋口クリーニング	黒瀬 市朗	美容	有限会社 アミーコーポレーション
北郷 昭治	理容	理容ほんごう	池田 真人	電気工事	池田電気
和田見 敏	理容	理容わだみ	幸福 安男	電気工事	幸福電機
森満 茂	理容	理容モリミツ	松山 和彦	型枠施工	株式会社 堀之内工務店
平澤 隆雄	タイル張り	平澤タイル	川畑 吉彦	ガラス施工	川畑ガラス住建 有限会社
鎌田 賢次	とび	有限会社 鎌田工建	山下 哲矢	ガラス施工	山下硝子建材 株式会社
渡 実行	紬織物	渡絹織物	市丸 秀行	冷凍空調和機器施工	オリエント冷機 有限会社
叶 孝則	紬織物	有限会社 叶織物 大島紬洋装工房 TOKARA	神田 純一	冷凍空調和機器施工	株式会社 アリマコーポレーション
里見 義貞	紬織物	大島紬加工業里見	川路 和男	石材施工	川路石材店



森 博幸 鹿児島市長から表彰を受ける技能功労者の皆さん

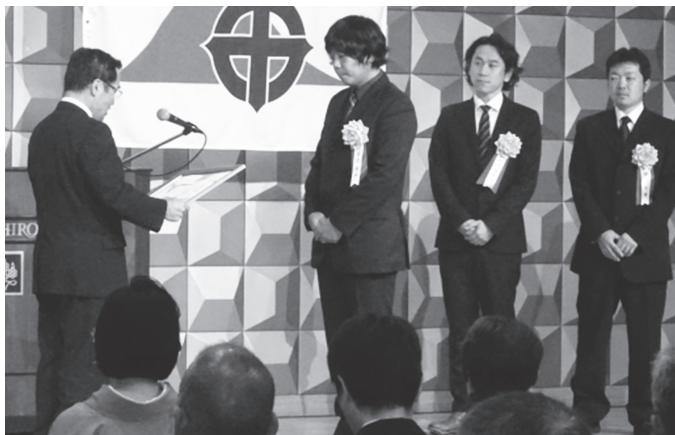


お礼のことばを述べる盛田 郁佳 さん

平成27年度鹿児島市青年優秀技能者表彰受賞者（順不同・敬称略）

氏名	職種	勤務先
田中徳太郎	美容	Suite HAIR DESIGN
脇元 大輔	熱絶縁施工	株式会社 シンキダンネツ
福永 晃	塗装	有限会社 森口塗装
永井 克巳	溶接	株式会社 丸和工業
渡邊 秀一	クリーニング	有限会社 クリーニングマーベル
國生 力也	塗装	株式会社 市坪建装
間世田明里	造園	株式会社 桂造園
山下 源正	タイル張り	有限会社 北園タイル
田原 昇	とび	株式会社 八昇組
平田 大	建築板金	平田銅工
大山 慶輔	鉄工	三洋工機 株式会社

氏名	職種	勤務先
村吉 裕樹	路面標示施工	今別府産業 株式会社
照井 秀樹	配管	照井設備工業 有限会社
油田 大志	防水施工	有限会社 大栄工業
印口 竜一	塗装	有限会社 福倉自動車钣金塗装工場
梶原 良兵	建具製作	梶原建具
岩元 鐘平	陶磁器製造	岩元陶房
上塩入利江	美容	有限会社 プリンス松山美容室
池ノ上高雄	建築大工	有限会社 山崎工務店
徳重 政志	ガラス施工	株式会社 徳重ガラス
平田 宏亮	冷凍空調和機器施工	テクノ冷熱 株式会社

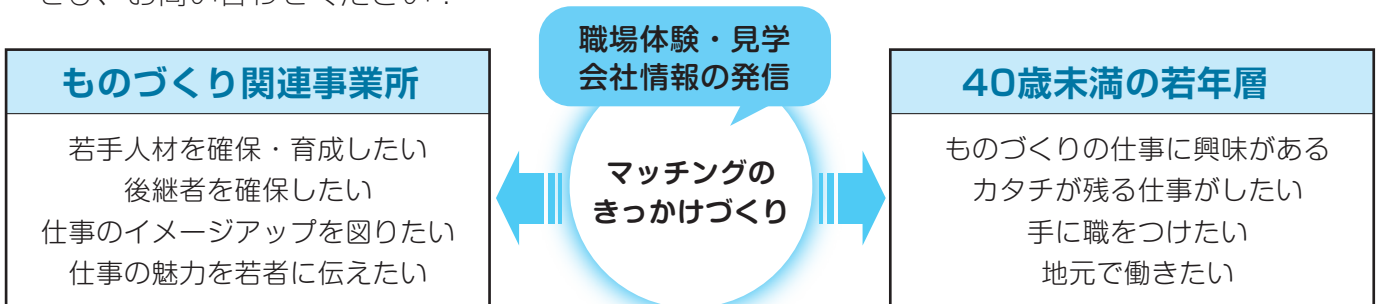


森 博幸 鹿児島市長から表彰を受ける
青年優秀技能者の皆さん

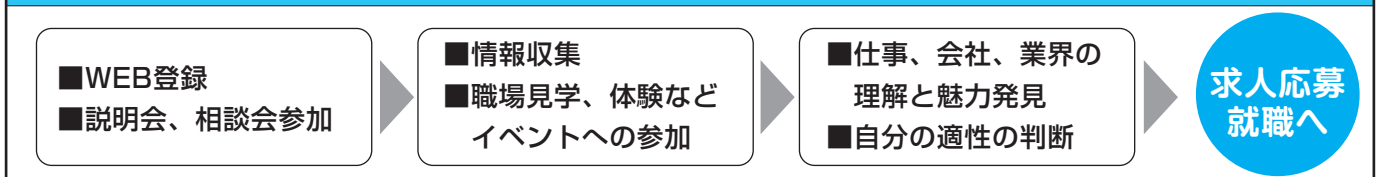
■お問い合わせ■
市雇用推進課 ☎216-1325

若い力を仕事に生かしませんか！～ものづくり職人人材マッチング事業～

ものづくりを支える職人に興味のある“若年者”に職業体験等の場を提供することにより、担い手の掘り起しを行い、ものづくり分野での就業・起業につなげることを目的としている事業です。ぜひ、お問い合わせください！



就職サポートの流れ



■お問い合わせ■ 南日本リビング新聞社 ☎222-7290
市雇用推進課 ☎216-1325

労働者派遣法が改正されました！

H27年9月30日施行

派遣就業は、臨時的・一時的なものであることを原則とするという考え方のもと、常用代替を防止するとともに、派遣労働者のより一層の雇用の安定、キャリアアップを図るため、労働者派遣法が改正されました。

改正法の概要

- ① **全ての労働者派遣事業が許可制になりました。**
- ② **派遣労働者の雇用の安定とキャリアアップが派遣元に義務付けられました。**
 - 計画的な教育訓練、希望者へのキャリア・コンサルティング
 - 雇用継続のための雇用安定措置（派遣期間3年経過時は義務、1年以上3年未満は努力義務）
派遣先への直接雇用の依頼をし、直接雇用にならなかった場合は、新たな就業機会（派遣先）の提供や派遣元での無期雇用等の措置を講じる必要があります。
- ③ **派遣期間制限がよりわかりやすくなりました。**
 - 個人単位の期間制限：派遣先の同一の組織単位（課）における同一の派遣労働者の継続的な受入れは3年が上限。
 - 事業所単位の期間制限：派遣先の同一の事業所における派遣労働者の継続的な受入れは3年が上限。※それを超えて受け入れようとするときは、派遣先は、過半数労働組合等からの意見聴取が必要。
- ④ **派遣労働者の均衡待遇措置について、派遣元が考慮した内容を、本人に説明することが義務付けられました。**（本人の求めがあった場合）

※詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。「労働者派遣法 平成27年改正」で検索
➔ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386.html>

■お問い合わせ■ 鹿児島労働局需給調整事業室 ☎219-8711

労働条件相談ほっとラインのご案内

労働者の方も、企業経営者の方も、お電話でご相談ください。日中お忙しい方も、夜間・土日
に無料でご相談をお受けしています。

<相談者の悩み例>

【労働者の方】 募集内容と実際の勤務内容が違っている？、有給休暇は取れないのか？

【企業経営者の方】 雇入通知書には何を書けばいいの？、残業時間を減らすにはどうすればいいの？

<電話受付時間帯>

月曜日～金曜日（水曜日を除く）：午後5時～午後10時、土・日曜日：午前10時～午後5時

※12月29日～1月3日は除きます。

<ほっとライン電話番号> ☎0120-811-610 「はい！ろどう」※フリーダイヤル(無料です)

■お問い合わせ■ 鹿児島労働局監督課 ☎223-8277

『労働保険の加入はお済ですか？』

労働者を一人でも雇い入れている事業所は、労働保険（雇用保険・労災保険）に加入することが義務づけられています。

雇用保険は労働者が失業した時に、労災保険は業務上、又は通勤途中の災害で負傷、病気に見舞われた時に給付されるものです。

雇用保険に加入している事業主は特定求職者雇用開発助成金等の各種助成金が、また、労働者は雇用継続給付（高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付）の制度も活用できます。

手続きは労働保険事務組合、又は社会保険労務士に委託することもできます。

■お問い合わせ■ ハローワークかごしま ☎250-6063

女性の職場における活躍を推進する 「女性活躍推進法」が制定されました!!

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律「女性活躍推進法」が成立し、一般事業主行動計画に関する部分については**平成28年4月1日**から施行されます。法律の施行準備並びに女性の活躍推進への、ご理解とご協力をお願いします。

○**301人以上の労働者を雇用する事業主**の皆様は、平成28年4月1日までに、**①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届け出、③情報公表**などを行うことが法により義務づけられています。（300人以下の事業主の皆様は努力義務とされています。）

○労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。



「鹿児島労働局きらら号」走行中

※詳しくは、厚生労働省ホームページ内の特集ページをご覧ください。

→ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

■お問い合わせ■ 鹿児島労働局雇用均等室 ☎222-8446

若者雇用促進法に基づく新たな認定制度が 平成27年10月1日から始まりました!

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定し、これらの企業に対して情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上をはかります。

認定されるメリット

- ・ハローワーク等で重点的PRの実施
- ・認定企業限定の就職面接会などの参加が可能
- ・自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能
- ・若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算

1. どのような企業が認定企業になれるか?

認定企業になるには、認定基準を全て満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）であれば、認定企業となることができます。

認定基準については、鹿児島労働局ホームページをご覧ください。

→ http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/riyousha_mokuteki_menu/kyushokuchu/kyujin_jouhou/ninnteikigyoku.html

2. 認定企業になるにはどうすればよいか?

鹿児島労働局へ申請が必要です。認定基準を満たしていることを確認後、鹿児島労働局から認定通知書が交付されます。詳細については下記へお問い合わせください。

■お問い合わせ■ 鹿児島労働局地方訓練受講者支援室 ☎219-8711

使用者も
労働者も

必ずチェック 最低賃金！

鹿児島県最低賃金が変わりました！

鹿児島県最低賃金（地域別最低賃金）	効力発生日
時間額 694 円	平成27年10月8日

- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
 - ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - ②一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - ③時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
 - ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当

下記の特定の産業に該当する場合は、特定（産業別）最低賃金が適用されます。

産 業 名	時 間 額	効力発生日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む）	732 円	平成27年12月16日
百貨店、総合スーパー	694 円	鹿児島県最低賃金額が適用されます。
自動車（新車）小売業	762 円	平成27年12月10日

- ただし、次に掲げる者などについては除かれ、鹿児島県最低賃金が適用されます。
 - ①18歳未満又は65歳以上の者
 - ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者
 - ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
 - ④電子関係の産業のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線等の業務、手作業による包装等の業務を行う者

■お問い合わせ■

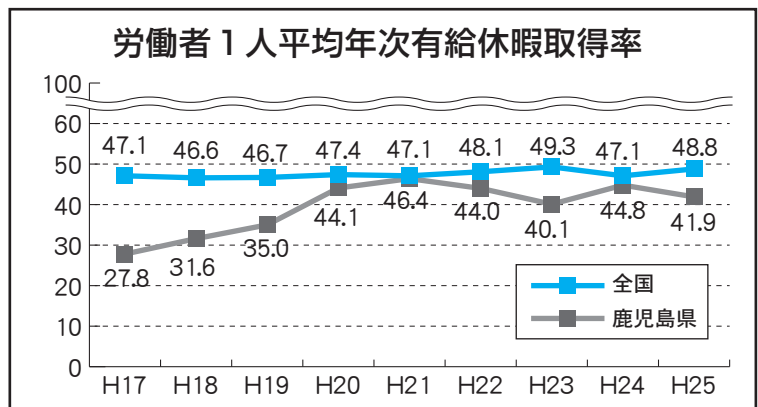
鹿児島労働局賃金室 ☎223-8278 最低賃金テレフォンサービス ☎223-8881
 鹿児島労働基準監督署 ☎214-9175(ガイダンス2番)
 ホームページ <http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

年末年始 年次有給休暇の取得促進を

鹿児島県内の企業における年次有給休暇の取得率は、全国と比較して低い状況にあり、平成25年で全国の取得率約49%に対し42%と7ポイントほどの差があります。

企業、労働者の方も共に、働き方や休み方を見直して、年次有給休暇の取得率を向上しましょう。

特に連続休暇が取得しやすい年末年始、いい休みを過ごして、新年を雰囲気の良い職場でスタートしませんか。



出典：全国：就労条件総合調査、県：鹿児島県労働条件実態調査

※詳しくは鹿児島労働局ホームページをご覧ください。

➡ <http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

■お問い合わせ■ 鹿児島労働局監督課 ☎223-8277

「鹿児島市創業スキル養成講座(実践編)受講者募集！」

目的	個別指導を取り入れ、事業計画をブラッシュアップすることで、創業を目指します。		
対象者	事業プランをお持ちで、1年以内に市内で創業予定であり、本講座を全て受講可能な方		
開催日時 内容	全5回シリーズで実施します。 ①1月30日(土) 10時00分～17時00分 「ビジネスプラン作成、販路開拓マーケティング、人事労務」 ②2月6日(土) 10時00分～17時00分「収支計画・資金計画作成、個別指導」 ③2月13日(土) 13時00分～16時00分「個別指導」 ④2月20日(土) 13時00分～16時00分「個別指導」 ⑤2月25日(木) 18時30分～20時30分「プレゼン発表」		
講師	大学講師、税理士、社会保険労務士、金融機関職員等		
場所	市役所みなと大通り別館6階	受講料	無料
		定員	20名
支援措置	一定の要件を満たす場合、「創業支援事業計画」に基づき、「株式会社設立に係る登録免許税の軽減」及び県信用保証協会による「信用保証枠の拡大」の支援措置が受けられます。		
申込み 問い合わせ	ファックス、Eメールで、住所、氏名、事業プラン、性別、年齢、電話番号を1月22日(金)までに市インキュベーション・マネージャー im2-y@sp-kagoshima.com へ ■お問い合わせ■ ソーホーかごしま 電話・FAX 219-1750		

ソフトプラザかごしま入居者募集

- ◇応募資格 ソフトウェア業、情報処理サービス業、デザイン業などを営む中小企業者
県内に主たる事務所を有する者で事業開始後10年を経過していないことなど
- ◇入居室 24時間稼働・個別空調方式・ブロードバンド回線設置・フリーアクセスのOAフロア
- ◇募集数 6室(45.15～57.09㎡、使用料67,000～85,000円(別途、清掃等負担金あり))
- ◇申込期間 随時
- ◇申込方法 所定の申込書類を産業創出課に提出
※申込み書類は、鹿児島市及びソフトプラザHPに掲載してあります。

■お問い合わせ・お申し込み■

市産業創出課 ☎216-1319 電子メール san-sousyutu@city.kagoshima.lg.jp

事業所ごみの正しい処理と減量化・再資源化を！

～事業所の廃棄物処理費用の節減にもつながります～

- ☆事業者は、事業活動に伴って生じる廃棄物を自己の責任で適正に処理することが義務づけられており、**事業所から出るごみは、家庭ごみのステーションに出すことはできません。**
- ☆みだりに廃棄物を捨てることは、法律で禁止されています。**許可業者に収集運搬を委託**するか、**自分で施設へ持ち込む**かのいずれかで処理してください。
- ☆搬入検査により、不適正な搬入はお断りする場合があります。
- ☆正しい処理方法や収集運搬許可業者については、市のホームページをご覧ください。
「鹿児島市 事業所ごみ パンフ」で検索 ⇒ ガイドブックが掲載されています。

■お問い合わせ■ 市廃棄物指導課 ☎216-1289
市リサイクル推進課 ☎216-1290

地域のよか店コラボ支援事業

～地元消費者に、地域の商店の魅力をPRしませんか？～

近隣で商業・サービス業を営む店舗同士が連携し、各店舗が持つ強みを生かして、地域の消費者にPR等を行う取組に対し、助成します。

- ◆補助対象事業 店舗同士が連携し、各店舗が持つ技能や商品知識などを生かして、地域の消費者に、PRなどを行う事業
- ◆補助対象者 近隣で商業・サービス業を営む市内の中小企業者で、3店舗以上からなるグループ
- ◆補助対象経費 広告宣伝費、印刷製本費、会場借上げ経費など
- ◆補助率 補助対象経費の1/2以内
- ◆補助限度額 1年度につき20万円

■お問い合わせ■ 市産業支援課商業サービス係 ☎216-1322

平成27年度リテールマーケティング(販売士)検定試験

マーケティング力強化で流通・小売りをリードする!!

流通・小売り分野で唯一の公的資格で、在庫管理からマーケティング等に至る幅広い知識を身につけ、「購買意欲をそそる店づくりをしたい」方々等に最適な検定です。

取得者は何と全国で約22万人！40年以上の実績を誇る専門資格です。

- ◆試験日 平成28年2月17日(水)
- ◆受験料 1級：7,710円 2級：5,660円 3級：4,120円
- ◆申込締切日 平成28年1月22日(金) ※土日祝日を除く。
- ◆申込方法 鹿児島商工会議所13階窓口へ受験料を添えて申し込みください。

※詳しくは、下記にお問い合わせください。



■お問い合わせ■ 鹿児島商工会議所 ☎225-9522
E-mail : kaiinka@gamma.ocn.ne.jp

元気の出る中小企業支援事業

～研修会を開いて、組合員・会員のさらなるレベルアップを！～

市では、協同事業等の研究会や個店の経営に必要な知識・情報を習得するための研修会などを自主的に実施する商店街や事業協同組合、中小企業者で組織するグループに対し、専門のアドバイザーを派遣します。

- ◆派遣回数 1団体につき年4回以内
- ◆講師謝金等 講師謝金と旅費は予算の範囲内で対応



■お問い合わせ■ 市産業支援課商業サービス係 ☎216-1322
市産業支援課ものづくり係 ☎216-1323

鹿児島市中小企業融資制度

市では、市内に住所と事業所を有し、6月以上事業を営んでいる個人・法人の中小企業者に対し、経営の安定や企業の振興を図るため、事業資金の融資制度を設けて信用保証料の補助等を行っています。

●市融資制度の利用対象者拡大

平成27年10月1日から、下表の中小企業者や小規模企業者に該当する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」）が新たに利用対象となりました。

■中小企業者

業 種	従業員数
製造業・その他	300人以下
卸売業・サービス業	100人以下
小売業（飲食業を含む）	50人以下

■小規模企業者

業 種	従業員数
商業・サービス業	5人以下
その他の業種	20人以下

- ※1 小規模企業支援資金、大島紬緊急救済対策資金、協同組合等活性化資金については利用できません。
- ※2 借入申込書や信用保証委託申込書などの添付書類のほかに、事業報告書などが必要です。
- ※3 NPO法人が特別小口資金を利用する場合、保証料率は0.6%(通常0.65%) 保証料率の5分の3を市が補助します。

●融資制度

産業振興資金、創業支援資金、経営安定化資金、新事業展開支援資金、環境配慮促進資金など

●取扱金融機関

鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫・鹿児島興業信用組合
鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫・福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行
宮崎銀行・宮崎太陽銀行・商工組合中央金庫鹿児島支店

■お問い合わせ■ 市産業支援課金融係 ☎216-1324 又は上記取扱金融機関

売上拡大や経営改善に関する日曜・夜間相談会の開催！ 鹿児島県よろず支援拠点（中小企業・小規模事業者のための経営相談所）

無料

「よろず支援拠点」では、6人のコーディネーターが中小企業・小規模事業者の皆様の売上拡大や経営改善など経営上の様々な悩みをお聞きし、課題解決に向けた支援を行っています。

- ◇「平日の昼間は忙しくて相談に行けない方」や「休みの日に創業の相談に行きたい方」も、日曜相談会を毎月1回、夜間相談会を毎週水曜日に開催していますので、お気軽にご利用ください。
- ◇相談内容は固まっていなくても構いません。まずは、相談希望日時をお電話でご予約ください。

区 分	日 時	場 所
日曜相談会 （予約制）	平成27年12月20日（日）午後1時～5時	鹿児島市東千石町1-38 アイムビル4階会議室
	平成28年 1月17日（日） //	
	// 2月28日（日） //	
	// 3月27日（日） //	
夜間相談会 （予約制）	毎週水曜日 午後5時～8時	鹿児島市名山町9番1号 県産業会館よろず支援拠点

■お申し込み・お問い合わせ■

鹿児島県よろず支援拠点(かごしま産業支援センター)名山町9番1号(県産業会館1階)
☎219-3740 FAX223-7117 ホームページ：<http://www.kric.or.jp/yorozu/>

販路拡大・海外への進出を応援します！

「メイドインかごしま」支援事業（随時募集）

市内の中小企業（製造業）の皆さんの、経営力強化や販路拡大の取り組みに対して、経費の一部を補助します。

- 募集内容 ①商談会や物産展等への出展 ②商談会等の開催
- 支援内容 1件あたり10万円を上限に、販路拡大に要する経費の2分の1以内を補助
- 募集期間 随時受付いたします。原則として商談会等への出展開始日の1ヶ月前までに申請してください。

※応募資格等、詳しくはお問い合わせください。

■お申し込み・お問い合わせ■

市産業支援課ものづくり係 電話 216-1323 FAX216-1303
電子メール san-monoduku@city.kagoshima.lg.jp

輸出チャレンジ支援事業のご案内

市内中小企業者の海外販路拡大を促進するため、日本貿易振興機構等が主催の海外で開催される合同展示会などへの出展に要する経費（出展料、渡航費など）の一部を助成します。

【対象者】

市税を完納し、市内に主たる事業所がある中小企業者など

【助成額】

出展経費の2分の1以内（※上限：初出展企業20万円・それ以外15万円）

【申請方法】

申請は随時受付、所定の申請用紙に必要書類を添えて提出

※申請用紙は市ホームページからダウンロード

→<http://www.city.kagoshima.lg.jp/keizai/keizaishinko/kei-seisaku/sangyo/shokogyo/kaigaitenkai/yushutsu-h27.html>

■お申し込み・お問い合わせ■ 市経済政策課 電話 216-1318

あなたのお店も免税店に！

平成26年10月1日から、食品類、飲料類、薬品類、化粧品類等の消耗品が、新たに免税販売対象となりました。外国人旅行者向け消費税免税制度を活用し、ビジネスチャンスを広げましょう。

詳しくは、九州運輸局のホームページをご覧ください。

→<https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/kanko/menzeiten.htm>

相談窓口

九州運輸局 観光企画課

☎092-472-2330

九州経済産業局 流通・サービス産業課

☎092-482-5511

事業主の
皆さんへ

給与支払報告書の提出は2月1日(月)までです！

★平成27年中に、金額の多少に関わらず、1人でも給料や賃金等を支払った事業所が対象です。

報告の対象
となる人

平成27年1月～12月の間に給料や賃金等の支払を受け、平成28年1月1日現在、本市に住んでいる人（パート・アルバイト・中途退職者を含みます。）

お問い合わせ・提出先

鹿児島市役所	市民税課	〒892-8677	鹿児島市山下町11番1号	(直通) 216-1173
//	谷山支所税務課	〒891-0194	// 谷山中央4丁目4927番地	(直通) 269-8421
//	伊敷支所税務課	〒890-0008	// 伊敷5丁目15番1号	(直通) 229-9736
//	吉野支所税務課	〒892-0871	// 吉野町3256番地3	(直通) 244-7392
//	吉田支所税務課	〒891-1392	// 本城町1696番地	(直通) 294-1213
//	桜島支所税務課	〒891-1415	// 桜島藤野町1439番地	(直通) 293-2348
//	喜入支所税務課	〒891-0203	// 喜入町7000番地	(直通) 345-3759
//	松元支所税務課	〒899-2792	// 上谷口町2883番地	(直通) 278-5416
//	郡山支所税務課	〒891-1192	// 郡山町141番地	(直通) 298-2115
//	東桜島支所税務係	〒891-1543	// 東桜島町863番地1	(代表) 221-2111

法人市民税均等割の税率区分の基準内容が変更されました。

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

ただし、予定申告については、平成27年4月1日以後に開始する最初の事業年度についてのみ、改正前の規定により算定した前事業年度の末日現在の資本金等の額を用いることとする経過措置があります。

(1) 均等割税率区分の基準となる「資本金等の額」の算出方法の変更

変更前	法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額
変更後	変更前の資本金等の額から無償増資の額を加算し、無償減資の額を減算した金額

(2) 均等割の税率区分の基準の変更

上記(1)「資本金等の額」と「資本金+資本準備金」と比較して、大きい方の金額を基準とします。

ご存知ですか？ 事業所税

人口30万人以上の都市等で都市環境の整備や改善に要する費用にあてるために課税される目的税です。

◆ 課税対象

市内にある事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）の延床面積の合計が1,000㎡を超えるか合計従業者数が100人を超える事業所等。※床面積800㎡超1,000㎡以下又は従業者が80人超100人以下の事業所等には課税されませんが、申告は必要となります。

◆ 事業所税のしくみ

	資産割	従業者割
納税義務者（注1）	事業所等において事業を行う法人・個人	
課税標準（注2）	事業所用家屋の合計床面積（㎡）	従業者給与総額（円）
税率	1㎡あたり600円	0.25%

(注1) 事業所税は建物の所有者でなく、実際にそこで事業を行う法人や個人が納税義務者となります。

(注2) 事業所用家屋とは一部又は全部が事業所等の用に供している家屋のことです。

免税点、申告・納付期限等、詳しくはお問い合わせください。

■お問い合わせ■ 市市民税課諸税係 ☎216-1172

働く人の 心と体の健康を守りましょう！

◆職場のストレスチェック実施 平成27年12月から義務化されました！

実施方法、実施体制、不利益な取扱いなどの相談に、「ストレスチェック制度サポートダイヤル」(右記)をご利用いただけます。
※従業員50人未満の事業場は当分の間、努力義務となっています。

電話番号： **0570-031050**
※相談は無料ですが、通話料金がかかります。

開設日：平成27年5月20日(水)
受付時間：平日10時～17時



◆職場ぐるみで食を通じた健康づくりを目指しませんか？～「食育推進支援員」を派遣します

市食育推進支援員(食育に関する専門的な知識及び経験を有する者)が職場などへ出向いて、食育に関する支援・情報提供を行います。社内の研修などでぜひご活用ください。

●対象

市内で食育に関する学習会などを行う団体(営利、宗教、政治的な活動を目的とするものなどは除く)

●講座内容例

・生活習慣病を予防する食事のポイント ・栄養バランスのよい食事 ・朝食の大切さ
・郷土料理 ・野菜作りのポイント など

●経費

支援員の謝金は市が負担。交通費・資料印刷代などは実費負担。

※詳しくは、鹿児島市食育推進サイト「みんなの食育」をご覧ください。

→<http://www.city.kagoshima.lg.jp/syokuiku/index.html>



■お問い合わせ■ 市健康総務課 216-1492

◆職場での健康診断の結果を本市にご提供ください(従業員さんが本市国保加入の場合)

40歳から74歳までの国民健康保険加入の方は、特定健康診査を受けていただく必要がありますが、職場での定期健康診断を受ければ、多くの場合、その必要がありません。

健康指導の充実と特定健康診査の受診率アップのために、職場健診の結果をご提供ください。

★1件につき、315円です。 ★ご本人の同意が必要です。

■お問い合わせ■ 市国民健康保険課 216-1228

事業者もマイナンバーの導入準備が必要です。

○折込チラシも合わせてご覧ください。

○平成28年1月以降、税や社会保障の手続で従業員(アルバイト、パートを含む)などのマイナンバーを記載する必要があります。

○マイナンバーを含む個人情報の管理にあたっては、安全管理が義務付けられています。詳しくは特定個人情報保護委員会作成のガイドラインをご覧ください。

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/> または  **特定個人情報保護委員会** で検索ください。

○詳しい情報は、下記お問い合わせ先、またはマイナンバーのホームページをご参照ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/> または  **マイナンバー** で検索ください。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

■お問い合わせ■ マイナンバーコールセンター ☎0120-95-0178(フリーダイヤル)
受付時間：平日9時30分～22時00分、土日祝日9時30分～17時30分(年末年始を除く)